

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-0008-1
提出年月日	2022年11月9日

## 女川原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料  
(既存条文 先行BWRプラントとの比較表)

【117条, 118条抜粋】

2022年11月  
東北電力株式会社

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）	第10章 保安教育	女川2号炉案	差異理由
第10章 保安教育	第10章 保安教育	第10章 保安教育	TS-23 教育訓練について
(所員への)保安教育)	(所員への)保安教育)	(所員への)保安教育)	・ TS-23 教育訓練について
第117条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。	第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき、次の各号を実施する。	（1）技術課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表 <u>1.7-1, 2, 3</u> の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。	（1）技術課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表 <u>1.7-1, 2, 3</u> の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。
第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次との各号を実施する。	（1）原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表 <u>1.8-1, 2, 3</u> の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。	（2）原子力人財育成センター所長は、（1）の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。	（2）技術課長は、（1）の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。
（2）原子力人財育成センター所長は、（1）の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。	（3）各GMは、（1）の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び原子力・立地本部長へ報告する。	（3）各課長は、（1）の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。技術課長は、年度毎に実施結果を所長へ報告する。	（3）各課長は、（1）の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。技術課長は、年度毎に実施結果を所長へ報告する。
（3）各GMは、（1）の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び原子力・立地本部長へ報告する。	ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。	ただし、各課長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。	ただし、各課長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。
（4）原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。	（4）各課長は、保安教育の具体的な内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。	（4）各課長は、保安教育の具体的な内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。	（4）各課長は、保安教育の具体的な内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。

**赤字**：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
**緑字**：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

表 118-1

(補足) 駐留する陸軍の本部は新規制基準保安規定に従うが、支那に於ける軍事行動の実態を考慮して、本規則は該規定を適用する。

（令和2年1月9日施行）

③ 全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じ教育内容に講演はありません)業務に従事する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に講演はありません)

## 保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
下線：旧条文からの変更箇所

女川 2 号炉案

		所員への保守教育実施方針（放射線事故障害者教育）															
		被接種者中の分類の対応							内部								
表 118-2		原子炉運行時							原子炉停止時								
		被接種者	被接種者以外	被接種者	被接種者以外	被接種者	被接種者以外	被接種者	被接種者以外	被接種者	被接種者以外	被接種者	被接種者以外	被接種者	被接種者以外		
柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行）		(1) 機器装置類別	(2) 被接種者中の分類の対応	(3) 内部	(4) 原子炉運行時	(5) 原子炉停止時	(6) 原子炉運行時	(7) 原子炉停止時	(8) 原子炉運行時	(9) 原子炉停止時	(10) 原子炉運行時	(11) 原子炉停止時	(12) 原子炉運行時	(13) 原子炉停止時	(14) 原子炉運行時	(15) 原子炉停止時	(16) 原子炉運行時
所員への保守教育実施方針（放射線事故障害者教育）																	
被接種者中の分類の対応																	
内部																	
原子炉運行時																	
原子炉停止時																	
表 117-2		所員への保守教育実施方針（放射線事故障害者教育）															
女川 2 号炉案		被接種者中の分類の対応															
差異理由		所員への保守教育実施方針（放射線事故障害者教育）															

**赤字**：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
**緑字**：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

卷之三

補足) 楠の表内の赤字下線部は新規制基準保安規定に伴う変更箇所を示す

卷之三

◎ 全員が教育の対象者(従事する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)。

◎ 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となつた時点から課せられる。

◎ 各対象者に要求されている教育項目は、以降のとおり。

◎ 2番登録順位の代号を用いて学習管理履歴を記入。

◎ 3番登録順位の代号を用いて学習履歴を記入。

◎ 本教科書は、同一細目についても各教員の職務に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教員で複数の細目をカバーする場合もある)。

◎ 上記の年間の実務の時間に占める割合は、原則として1週間に1回の程度である。

◎ 週1回の実務の時間に際しては、運転免許が付与しない選択の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に計上されている。

◎ 上記の実務の時間に際しては、原則として他の実務の時間との区別はない。

※5 大事故等および火災等による直接的損失の発生時に、内部溢水発生時、火山影響等発生時

## 保安規定比較表

セクション	新規	現行	差異理由
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p><b>第119条</b> 各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 発電GMは、放射性廃棄物処理設備に関する業務を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に從事する従業員に対し、表118-1、2、3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に關わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>4. 発電GMは、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に從事する従業員に対し、表118-1、2、3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に關わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>5. 各課長は、火災、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に從事する従業員に対し、安全上必要な教育が表117-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育（火災発生時の措置に関すること、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること（重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む。））の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>6. 各GMは、第3項、第4項及び第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p><b>第118条</b> 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表118の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会い、その結果を総務課長に報告する。</p> <p>ただし、総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表118の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会い、その結果を放射線管理課長に報告する。</p> <p>ただし、放射線管理課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 発電管理課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に從事する従業員に対し、表117-1、2、3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に關わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に從事する従業員に対し、表117-1、2、3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に關わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>5. 各課長は、火災、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に從事する従業員に対し、安全上必要な教育が表117-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育（火災発生時の措置に関すること、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること（重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む。））の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>6. 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TS-23 教育訓練について</li> </ul>

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

表 119

(2) 效能與效能事件對子之數量

深安教育女神手册（能力企划）

#### (1) 简单圆弧形缺口疲劳强度计算

#### (1) 美國人民對社會生活要領

**赤字**：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
**緑字**：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
**下線**：日条文から変更箇所

表 1 8

(2) 放射線藥物治療之教育

深安教育实力派(深力企巢)